

ボランティアセンター会議室の使用にあたっての遵守事項

令和2年6月1日から当面の間

★次に掲げる各事項を遵守できる場合に限り、会議室等を使用できるものとします。

このリストは各項目にチェックした上で使用報告書と一緒に御提出ください。

- 使用者の数が、次に掲げる各室の定員を超過しないことを原則とする。
- ・ 研修室 27人
 - ・ 作業室 9人
- ※記載の定員については、通常時の半数に縮小しております。
- 万が一感染が発生した場合に備え、代表者は利用者全員の連絡先を把握しておくこと。
- 使用者のうち、次の症状等のある方がいないこと。
- ・ 37.5度以上又は平熱比1度超過の発熱
 - ・ 息苦しさ、強いだるさ、咳、のどの痛みなどの症状
- 使用中、使用者全員がマスクを着用し、手指消毒、手洗い、うがい等をこまめに行うこと。
- 次に掲げる各条件を設けて使用すること。
- ・ 対人距離を2m程度(最低1m)確保する。
 - ・ 部屋の扉を常時開放する。
 - ・ 対面又は至近距離で発声、会話等をしない。
- 使用前後において、使用者自身が、接触箇所(備品、ドアノブ、電灯スイッチ等)の除菌作業を行うこと。
- ※作業に必要な除菌液、雑巾は、受付時にお渡します。

令和 年 月 日

団体名

使用責任者氏名:

以上の事項を遵守しかねる場合は、使用をご遠慮くださいますようお願いいたします。また、使用中に以上の事項が守られていない状況が認められた場合、使用を中止していただくことがございますので、ご了承ください。